

都賀地域会議だより

第16号

令和元年
9月

都賀地域会議では、現在、「総合支所複合化検討部会」を設置し、「都賀総合支所複合化整備事業」の検討を行っています。

今号では、この事業について特集でお知らせします。

総合支所と公民館の建て替えについて（第3回）

今回は、昨年8月から、市と地域会議総合支所複合化検討部会で検討を行ってきた「都賀総合支所複合化整備基本計画」がまとまりましたので、その内容についてお知らせします。

【目次】

- Q1 基本計画では、どんなことが決まりましたか。
- Q2 どこにどのように建設するのですか。
- Q3 新たな施設はどのような施設ですか。
- Q4 面積「約2,450㎡」のイメージがつかめません。
- Q5 完成までのスケジュールは。
- Q6 文化会館、保健センターの解体までのスケジュールは。
- Q7 事業費はどれくらいかかりますか。

Q1 基本計画では、どんなことが決まりましたか。

A 次のような方針を決定しました。

①新たな施設をどこに建て、建物の配置や駐車場はどうするか。

建設場所は、「現在の文化会館及び保健センターの敷地」としました。また、旧老人憩いの家や公民館の敷地も活用し、十分な駐車場を確保する計画としました。

②どんなことができる施設にするか。

1つの建物内に総合支所、公民館、図書館などの複数の公共施設の機能を備えた施設（複合施設）を整備する計画としました。

③どれくらいの建物面積にするか。

近隣自治体の類似施設を参考にしながら、総合支所、公民館、図書館を配置し、「約2,450㎡」の建物を新築する計画としました。

④完成はいつ頃を目指すのか。

業務開始を「令和5年7月頃」と計画しました。

※これらの方針は、建物や敷地造成の設計の際など、今後、変更が生じる可能性もあります。

※計画書全文は市ホームページ掲載 (<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/67/17041.html>)



栃木市
マスコットキャラクター とち介

発行：都賀地域まちづくりセンター（都賀地域づくり推進課内）

都賀地域会議だより
第16号

令和元年9月20日発行

〒328-0192 栃木市都賀町家中5982-1

電話：0282-29-1100 FAX:0282-28-0169

E-mail:t-chiiki@city.tochigi.lg.jp

Q2 どこにどのように建設するのですか。

A 新たな施設の建設用地となる「現在の文化会館及び保健センターの敷地」も含め、全て市有地の中で計画するものとし、全体の敷地利用計画は、次のとおりです。



Q3 新たな施設はどのような施設ですか。

A 施設の全体像、内容等は次のとおりです。

《施設の全体像「地域コミュニティの拠点施設」》

①誰もが使いやすく利便性の高い施設

総合支所、公民館、図書館など、地域住民に身近な行政サービスを1つの施設で利用できるようにします。

また、現在の施設で課題となっている「多目的トイレ」や「授乳室」等も整備しますので、誰もが使いやすい施設になります。

②市民交流・市民活動の拠点施設

現在、個別の施設で各々に活動している住民や各種団体が、1つの施設を利用するようになりますので、多くの人が集い、「新たな活力を創出する場」となることが期待できる施設になります。

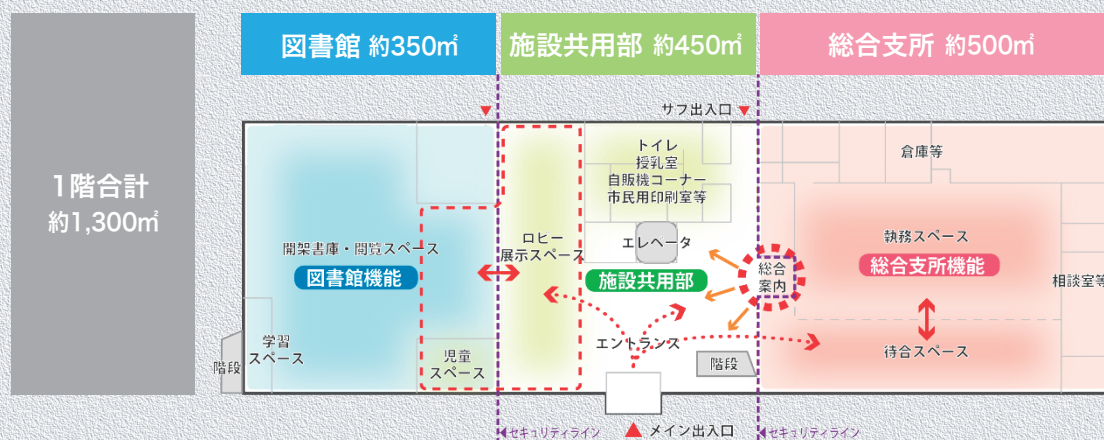
③地域防災を担う施設

災害発生時の対策活動拠点となるよう耐震性を確保するとともに、指定避難所となることも想定した設備・仕様等を備えた施設になります。

《施設の内容と配置図》

1階 総合支所、図書館、ロビーなど

- ・ロビーは、現在の公民館のロビーの利用実態から、各種団体の打合せや中学生等が自主学習の場として使える「滞在型の空間」を想定しました。
- ・図書館とロビーに連続性を持たせ、一体的に利用できる空間としました。



2階 公民館 (多目的室・会議室・リハーサル室など)

- ・大規模水害時の避難所機能の確保のため、公民館は2階としました。
- ・部屋の構成、大きさ、設備・仕様等は、現在の公民館を基準として、保健センターで実施している集団検診等、文化会館で実施している地域単位の行事や地域団体の活動も継続して行えるよう検討します。



Q4 面積「約2,450㎡」のイメージがつかめません。

A 現在の都賀地域内の施設と比較すると、都賀公民館(約1,244㎡)、都賀図書館(約1,398㎡)の2倍程度の面積になります。

Q5 完成までのスケジュールは。

A 令和5年7月頃の開庁を目指し、次のとおり進めます。



①基本設計・実施設計

建物や敷地造成等の工事の詳細を決定するものです。

②保健センター・文化会館解体工事

新たな施設の建設用地を確保するため、先行して解体するものです。

③複合施設新築工事・外構工事

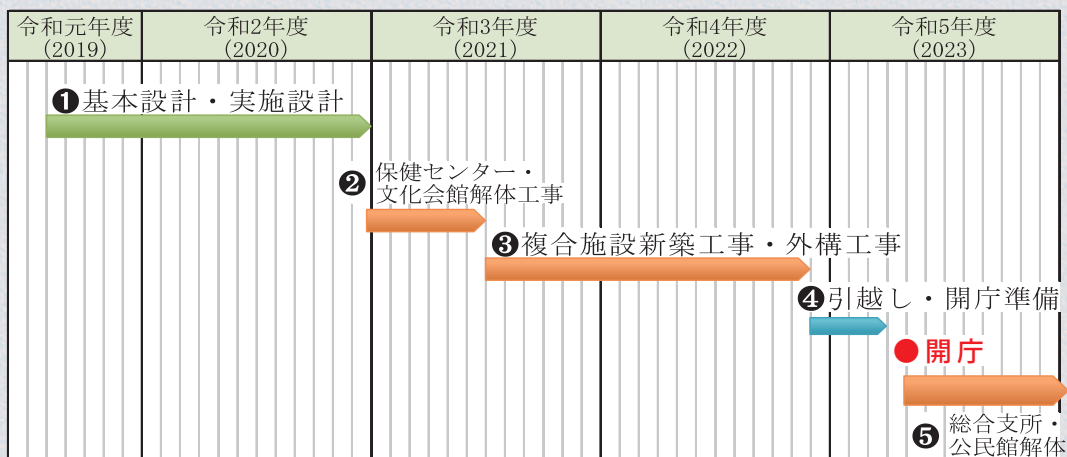
新たな施設の建物の新築や駐車場など外構の工事を行うものです。

④引越し・開庁準備

書類や物品類を移動し、新たな施設で業務を行う準備をするものです。

⑤総合支所・公民館解体

新たな施設が開庁後に、現在の総合支所と公民館を解体します。



Q6 文化会館、保健センターの解体までのスケジュールは。

A 事業スケジュールに沿って、次のとおり予定しています。なお、事業の進み具合により、変更となることもあります。また、各施設の廃止には、条例改正の手続きが必要になります。

①都賀文化会館(利用停止⇒廃止⇒解体)

利用停止 令和3年1月中旬
館の廃止 令和3年3月末
解体工事 令和3年4月初めから

②都賀保健センター(利用停止⇒廃止⇒解体)

利用停止 令和3年2月から
館の廃止 令和3年3月末
解体工事 令和3年4月初めから

※各施設の利用停止に伴う事前予約の受付については、施設の担当課に直接お問い合わせください。

Q7 事業費はどれくらいかかりますか。

A 新築、外構、既存施設の解体などの工事費と設計費で、約18億円を想定しています。なお、工事の開始までは少し期間がありますので、人件費や物価の動向次第で事業費が上昇することもあります。また、工事費と設計費のほかに、机や椅子などの備品購入費や引越し費用等が必要になります。